

本人情報シートと診断書の依頼について

① 本人情報シートを準備する

本人情報シートとは？

「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。

(1) ご本人の福祉関係者（ソーシャルワーカーとして本人の福祉を担当している社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員（ケアマネージャー）、相談支援専門員、病院や施設の相談員、行政職員など）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

㊟ ご本人や親族が作成する書類ではありません。

㊟ 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいないう場合は、各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター等にご相談いただき、できる限りご準備いただくようお願いいたします。

㊟ 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

【福祉関係者に渡すもの】 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ
 「本人情報シート」

(2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

② 診断書を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

㊟ 主治医がいない場合や診断書の作成を主治医に引き受けられない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

【主治医に渡すもの】 成年後見制度用診断書の作成を依頼された医師の方へ

診断書（成年後見制度用）

鑑定についてのお尋ね

①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後おおむね1か月以内）

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】 ②で作成された診断書（原本）（作成後おおむね3か月以内）

②で作成された鑑定についてのお尋ね（原本）

①で作成された「本人情報シート」（コピー）

㊟ 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目安

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることが難しい場合がある」
→ 補助開始の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 保佐開始の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 後見開始の申立て

㊟ 診断書、鑑定についてのお尋ね、「本人情報シート」以外の申立てに必要な書類については、申立書類チェックリストを確認の上、ご準備ください。

④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

鑑定とは？

鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。鑑定を行う場合は、一般的に5万円～10万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。